

24. 財政融資資金

機関名	区分	財政融資資金			
		利率(年)	償還期限	うち据置期間	
(特別会計) 食料安定供給特別会計	貸付	0.9%	13年以内	年賦元利均等償還	3年以内
エネルギー対策特別会計	貸付	1.0%	15年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
自動車安全特別会計	貸付	1.0%	15年以内	半年賦元金均等償還	4年以内
(政府関係機関) 株式会社日本政策金融公庫	貸付	(国民一般向け業務)			
i)	0.5%	5年以内	半年賦元金均等償還	-	
ii)	令和6年度における貸付けのうち、8,530億円 0.6%	9年以内	半年賦元金均等償還	-	
iii)	令和6年度における貸付けのうち、1,860億円 1.0%	15年以内	半年賦元金均等償還	-	
iv)	令和6年度における貸付けのうち、410億円 1.2%	18年以内	半年賦元金均等償還	-	
v)	令和6年度における貸付けのうち、340億円 1.3%	20年以内	半年賦元金均等償還	-	
vi)	令和6年度における貸付けのうち、750億円 0.5%	6年以内	半年賦元金均等償還	1年以内	
vii)	挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付け 1.0%	10年以内	満期一括償還	-	
viii)	新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付け 1.0%	10年以内	満期一括償還	-	
(中小企業者向け業務)					
i)	0.5%	5年以内	半年賦元金均等償還	1年以内	
ii)	令和6年度における貸付けのうち、5,300億円 0.7%	10年以内	半年賦元金均等償還	1年以内	
iii)	令和6年度における貸付けのうち、5,300億円 1.0%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内	
iv)	挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付け 1.0%	10年以内	満期一括償還	-	
v)	新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付け 1.0%	10年以内	満期一括償還	-	
(農林水産業者向け業務)					
i)	1.3%	20年以内	半年賦元金均等償還	3年以内	
ii)	10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け 0.9%	20年以内	半年賦元金均等償還	3年以内	
貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。					
iii)	令和6年度における貸付けのうち、286億円 0.5%	5年以内	半年賦元金均等償還	-	
iv)	令和6年度における貸付けのうち、711億円 0.7%	10年以内	半年賦元金均等償還	-	
v)	令和6年度における貸付けのうち、852億円 1.0%	15年以内	半年賦元金均等償還	-	
vi)	10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け 0.8%	15年以内	半年賦元金均等償還	-	
貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。					
vii)	令和6年度における貸付けのうち、37億円 2.0%	30年以内	半年賦元金均等償還	20年以内	

の 融 通 条 件 (令和6年9月1日現在)

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金			
		利 率 (年)	償 還 期 限	うち据置期間	
	(特定事業等促進円滑化業務) 〈特定事業促進円滑化業務〉 i) 0.7% 10年以内 半年賦元金均等償還 2年以内 〈事業再編促進円滑化業務〉 ii) 0.7% 10年以内 半年賦元金均等償還 2年以内 〈事業適応促進円滑化業務〉 iii) 0.7% 10年以内 半年賦元金均等償還 2年以内 iv) 令和6年度における貸付けのうち、100億円 1.0% 15年以内 半年賦元金均等償還 3年以内 v) 令和6年度における貸付けのうち、100億円 0.5% 7年以内 半年賦元金均等償還 2年以内 〈開発供給等促進円滑化業務〉 vi) 0.7% 10年以内 半年賦元金均等償還 2年以内 vii) 令和6年度における貸付けのうち、100億円 0.5% 7年以内 半年賦元金均等償還 2年以内 〈事業基盤強化促進円滑化業務〉 viii) 1.3% 20年以内 半年賦元金均等償還 3年以内 ix) 令和6年度における貸付けのうち、55億円 1.0% 15年以内 半年賦元金均等償還 3年以内 〈導入促進円滑化業務〉 x) 1.0% 15年以内 半年賦元金均等償還 3年以内 xi) 令和6年度における貸付けのうち、4億円 1.8% 25年以内 半年賦元金均等償還 15年以内 xii) 令和6年度における貸付けのうち、3億円 1.6% 20年以内 半年賦元金均等償還 15年以内 〈供給確保促進円滑化業務〉 xiii) 1.0% 15年以内 半年賦元金均等償還 3年以内 xiv) 令和6年度における貸付けのうち、150億円 1.3% 20年以内 半年賦元金均等償還 3年以内 xv) 令和6年度における貸付けのうち、125億円 0.7% 10年以内 半年賦元金均等償還 3年以内 xvi) 令和6年度における貸付けのうち、25億円 0.7% 10年以内 半年賦元金均等償還 2年以内 xvii) 令和6年度における貸付けのうち、50億円 0.5% 7年以内 半年賦元金均等償還 2年以内 xviii) 特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進円滑化業務、開発供給等促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務、導入促進円滑化業務及び供給確保促進円滑化業務に係る貸付けのうち、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、10年以内（2年以内又は3年以内の据置期間を含む。）及び7年以内（2年以内の据置期間を含む。）の貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範囲内で増額することができる。 ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。 (危機対応円滑化業務) i) 指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法（平19法57）第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）への貸付条件に合わせて、5年以上20年以内（1年以上3年以内の据置期間を含む。） ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は5年以上10年以内（満期一括償還）とすることができる。 ii) 指定金融機関への貸付条件が10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。				

24. 財政資金

機関名	区分	財政資金			
		利率(年)	償還期限	うち据置期間	
		iii) 指定金融機関への貸付条件が5年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（5年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		iv) 指定金融機関への貸付条件が5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
沖縄振興開発金融公庫	貸付	i) 令和6年度における貸付けのうち、971億円 1.0% 15年内 半年賦元金均等償還		2年内	
		ii) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.5% 5年内 満期一括償還		—	
		iii) 令和6年度における貸付けのうち、464億円 0.5% 7年内 半年賦元金均等償還		1年内	
		iv) 令和6年度における貸付けのうち、346億円 1.3% 20年内 半年賦元金均等償還		2年内	
		v) 令和6年度における貸付けのうち、165億円 1.5% 25年内 半年賦元金均等償還		2年内	
		vi) 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け 0.9% 20年内 半年賦元金均等償還		2年内	
		貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		vii) 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.9% 25年内 半年賦元金均等償還		2年内	
		貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
株式会社国際協力銀行	貸付	i) 1.0% 15年内 半年賦元金均等償還		3年内	
		ii) 外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付け 1.8% 20年内 満期一括償還 1.4% 15年内 満期一括償還 1.0% 10年内 満期一括償還 0.6% 7年内 満期一括償還		—	
		iii) ii) の令和6年度における貸付けのうち、2,666億円 0.5% 5年内 満期一括償還		—	
独立行政法人国際協力機構	貸付	(有償資金協力業務) i) 1.1% 15年内 半年賦元金均等償還		5年内	
		ii) 令和6年度における貸付けのうち、265億円 1.9% 40年内 半年賦元金均等償還		5年内	
		iii) 令和6年度における貸付けのうち、418億円 1.8% 35年内 半年賦元金均等償還		5年内	
		iv) 令和6年度における貸付けのうち、1,518億円 1.7% 30年内 半年賦元金均等償還		5年内	
		v) 令和6年度における貸付けのうち、3,139億円 1.5% 25年内 半年賦元金均等償還		5年内	
		vi) 令和6年度における貸付けのうち、3,648億円 1.3% 20年内 半年賦元金均等償還		5年内	

の 融 通 条 件 (令和6年9月1日現在) (続)

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金				
		利 率 (年)	償 還 期 限	うち据置期間		
(独立行政法人等) 全国土地改良事業団体連合会	貸 付	0.5%	5年以内	年賦元金均等償還	2年以内	
日本私立学校振興・共済事業団	貸 付	i) 1.3% ii) 令和6年度における貸付けのうち、56億円 1.7% iii) 令和6年度における貸付けのうち、81億円 0.7% iv) 令和6年度における貸付けのうち、24億円 0.5%	20年以内 30年以内 10年以内 5年以内	半年賦元金均等償還	2年以内 2年以内 2年以内 1年以内	
独立行政法人日本学生支援機構	貸 付	i) 1.3% ii) 学資の返還期間の状況に応じて、15年以内とする貸付け 1.0% iii) 学資の返還期間の状況に応じて、5年以内とする貸付け 0.5% iv) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.5% 0.5%	20年以内 15年以内 5年以内 20年以内 15年以内	半年賦元金均等償還 半年賦元金均等償還 半年賦元金均等償還 半年賦元金均等償還	- 1年以内 1年以内 - 1年以内	
		貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。				
独立行政法人福祉医療機構	貸 付	(一般勘定) i) 1.3% 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け 0.9% ii) 令和6年度における貸付けのうち、1,661億円 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.9% iii) 令和6年度における貸付けのうち、141億円 0.7% iv) 福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付け 0.5% v) 医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付け 0.7%	20年以内 20年以内 30年以内 30年以内 10年以内	半年賦元金均等償還 半年賦元金均等償還 半年賦元金均等償還 半年賦元金均等償還 半年賦元金均等償還	1年以内 1年以内 2年以内 2年以内 1年以内	
			貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
			ii) 令和6年度における貸付けのうち、1,661億円 1.7% 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.9% iii) 令和6年度における貸付けのうち、141億円 0.7% iv) 福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付け 0.5% v) 医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付け 0.7%			
			貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
			i) 0.9% ただし、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。 ii) 令和6年度における貸付けのうち、143億円 1.0%			
独立行政法人国立病院機構	貸 付	5年以内 半年賦元金均等償還 15年以内 半年賦元金均等償還				
		1年以内				

24. 財政融資資金

機関名	区分	財政融資資金			
		利率(年)	償還期限	うち据置期間	
		iii) 医療機械整備に係る貸付け			
		0.7%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
		0.5%	5年以内	半年賦元金均等償還	-
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	貸付	i) 1.0%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		ii) 医療機械整備に係る貸付け			
		0.7%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
		0.5%	5年以内	半年賦元金均等償還	-
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	貸付	i) 1.7%	30年以内	半年賦元金均等償還	5年以内
		ii) 医療機械整備に係る貸付け			
		0.7%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
		0.5%	5年以内	半年賦元金均等償還	-
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	貸付	i) 1.7%	30年以内	半年賦元金均等償還	5年以内
		ii) 令和6年度における貸付けのうち、58億円 1.0% 15年以内		半年賦元金均等償還	1年以内
		iii) 医療機械整備に係る貸付け			
		0.7%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
		0.5%	5年以内	半年賦元金均等償還	-
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	貸付	(建設勘定)			
		i) 0.7%	10年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		ii) 鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が5年以上10年未満 0.5% 5年以内		半年賦元金均等償還	1年以内
		(海事勘定)			
		i) 1.0% 15年以内		半年賦元金均等償還	1年以内
		ii) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.5% 15年以内		半年賦元金均等償還	1年以内
		貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		(地域公共交通等勘定)			
		〈都市鉄道融資〉			
		i) 1.3% 21年以内		半年賦元金均等償還	3年以内
		ii) 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.9% 20年以内		半年賦元金均等償還	-
		貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		〈地域公共交通融資〉			
		iii) 0.7% 10年以内		半年賦元金均等償還	-
		0.6% 8年以内		半年賦元金均等償還	-
		0.5% 5年以内		半年賦元金均等償還	-
		〈物流出融資〉			
		iv) 1.3% 20年以内		半年賦元金均等償還	-
		0.7% 10年以内		半年賦元金均等償還	1年以内
		0.5% 5年以内		半年賦元金均等償還	-
独立行政法人住宅金融支援機構	貸付	1.5% 25年以内		半年賦元金均等償還	-
		ただし、災害対応に係る融資の状況に応じて、30年以内、20年以内、15年以内、10年以内又は5年以内とすることができる。			

の 融 通 条 件 (令和6年9月1日現在) (続)

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金			
		利 率 (年)	償 還 期 限	うち据置期間	
独立行政法人都市再生機構	貸 付	0.9%	30年以内	半年賦元金均等償還	5年以内 10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
独立行政法人水資源機構	貸 付	0.7%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
国立研究開発法人森林研究・整備機構	貸 付	0.9%	20年以内	半年賦元金均等償還	2年以内 ただし10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構	貸 付	(石油天然ガス等勘定) 0.9% (金属鉱業一般勘定) i) 1.0% ii) 坑廃水の処理に必要な資金に係る貸付け	13年以内 15年以内 5年以内	半年賦元金均等償還	1年以内 2年以内 2年以内
(地 方 公 共 団 体)	貸 付	※	25年以内	原則として、 半年賦元利均等償還 又は 半年賦元金均等償還	5年以内
地 方 公 共 团 体		ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長することができる。			
		※事業毎の償還期間に応じ、貸付利率が異なる。			
		i) 5年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		ii) 10年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		iii) 15年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して15年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（15年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		iv) 20年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して20年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（20年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		v) 30年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して30年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（30年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
(特 殊 会 社 等)	貸 付	i) 0.5%	20年以内	半年賦元金均等償還	5年以内
株式会社日本政策投資銀行		ii) 令和6年度における貸付けのうち、1,200億円	15年以内	半年賦元金均等償還	5年以内 ただし、いずれも5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

(注) 貸付金について元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで、延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。